

○瀬戸内市予定価格等の公表に関する要領

平成30年12月17日

告示第47号

改正 令和2年3月31日告示第29号

瀬戸内市建設工事の予定価格の公表及び入札執行に関する要領(平成16年瀬戸内市告示第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する一般競争入札又は指名競争入札に付する契約(以下「発注業務等」という。)に係る予定価格及び入札結果等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(予定価格の公表)

第2条 市長は、発注業務等のうち、建設工事並びに建設工事の施行に伴う測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)において、当該落札者を決定した後にその予定価格を公表するものとする。ただし、市長が予定価格を公表しないことが適当であると認める建設工事等については、予定価格を公表しないことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、予定価格を入札前に公表することができるものとする。

3 建設工事等以外の発注業務等においては、予定価格を公表しないものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(入札結果等の公表)

第3条 市長は、発注業務等において、当該落札者を決定した後に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札執行年月日
- (2) 工事名又は業務名
- (3) 参加業者名
- (4) 入札経過(参加者の応札額等)
- (5) 入札結果
- (6) 瀬戸内市建設工事等最低制限価格取扱要領(平成30年瀬戸内市告示第19号)による最低制限価格

(公表の方法)

第4条 予定価格及び入札結果等の公表は、瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号)第19条に規定する入札結果表に掲載し、閲覧に供することにより行うとともに、インターネット上で公開する入札結果に掲載するものとする。

2 第2条第2項の規定により予定価格を入札前に公表する場合は、一般競争入札に付する場  
合においては入札の公告文に、指名競争入札に付する場  
合においては閲覧用文書に掲載し、  
閲覧に供することにより行うとともに、インターネット上で公開する案件情報に掲載する  
ものとする。

3 前2項に掲げる文書の閲覧場所は、財務部契約管財課とする。

(閲覧に供する期間)

第5条 前条第1項の規定による予定価格及び入札結果等を閲覧に供する期間は、落札者が  
決定した翌日から入札執行日の属する年度の翌年度末日までとする。

2 前条第2項の規定による予定価格を閲覧に供する期間は、一般競争入札の場合は公告の  
日から、指名競争入札の場合は指名通知の日から入札執行日までとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。